

鶴嶺八幡宮参道松並木について

1. 令和4年度に実施した松並木の伐採・剪定等について：別紙資料「緊急剪定松位置図」 印

市民の方よりご連絡いただき、また台風や大雨に係る参道清掃時に確認された松について、通行される方の安全、安心のための緊急対応として剪定、伐採を行いました。

東側 No. 1、2、6、7、西側 No. 1～3、6～8、25、27 については、歩道も狭く、歩行者、自転車とも通行に支障があり、顔に当たるとのこをふまえ、必要の高さ、範囲で職員により剪定しました。

東側 No. 34 については、高さ約 10m のところの枝が枯死し折れて折れ下がっております。西側 No. 55 については、高さ 3m のところの樹皮が剥がれ浮いた状態でした。いずれも落ちると危険であるため業者により伐採、及び職員により剥ぎとりを行いました。

西側 No. 104 については、高さ 5m 当たりで折れており、地上 1m に太さ 10cm の枝が垂れ下がり、通行ができない状況であったため、必要の高さ、範囲で職員により剪定しました。

2. 令和4年度に行う松並木の枝の剪定について：別紙資料「緊急剪定松位置図」 印

令和3年度第1回文化財保護審議会において審議いただいたマツ（東側 No. 47～50・52、西側 No. 79～84・98）について、その後の社会経済情勢や緊急度から実施対象を見直したなかで、西側 No. 19、38・39、79～84、98 について、12月23日までの工期で剪定を行います。

東側 No. 47～50・52 については、その後調査を行い判明した松とともに、5年度実施に向け予算要求を進めております。なお、現在確認している状況としましては、伐採が必要と思われるものは、3年度審議会でご報告させていただいた3本（西側 No. 55、96、東側 No. 77）に、東側 No. 78 を加えた4本が、また、剪定が必要なものは、先の5本に加え、東側 No. 29、32、41、42、西側 no. 47～52、59、86、87、90 の合計 20 本となっております。その中には、隣地建物に相当の強さで接触しているものや、カラスの巣があるものなどがあり、文化財としての参道全体の保全とともに、沿道にお住まい、参道を利用される方の安全、安心の視点で管理を進めていきたいと考えております。

(その他)

参道については、日頃より特に歩道部分については、沿線にお住いの皆様により清掃作業を行っていただき、車道部分の清掃を職員が実施する際には、沿線にお住いの皆様により清掃で集められた分も合わせて搬出を行っております。

また、歴史ひろばに関しましては、市民の方により、清掃を行っていただくなかで、過日放置自転車の対応やつつじの剪定を職員により行いました。